



山形県公報

平成28年2月1日(月)

号 外 (1)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (林業振興課) … 1

告 示

山形県告示第95号

平成28年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成28年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	315.29
相沢川	113.58
田川	550.99
五十川～鼠ヶ関川	90.92
鮭川	678.88
小国川	368.36
銅山川～角川	398.54
北村山	485.64
寒河江川	199.86
月布川～朝日川	90.35
山形	264.55
白川	404.52
荒川	420.32
置賜	518.60
前川	25.11
日向川土砂流出防備保安林	11.78
相沢川	16.26
田川	350.57
五十川～鼠ヶ関川	141.88
鮭川	45.93
小国川	43.34
銅山川～角川	32.15
北村山	419.70
寒河江川	63.03

